

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、請求人の妻が事業主であるA所在のB商店（以下「事業場」という。）に所属し、建築金物の加工・販売業務に従事してきたところ、平成〇年〇月〇日、事業場内で成型機の錆取り作業中に、右手を成型機に巻き込まれ負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同日、C医療センターに受診し「右手指挫滅創」と診断された。

請求人は、本件災害による「右手指挫滅創」は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人は労災保険法上の労働者には該当しないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

#### 第4 争 点

本件の争点は、請求人が労災保険法上の労働者であると認められるか否かにある。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 事実の認定及び判断

##### 1 当審査会的事実の認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 労災保険法は、労働者について定義規定を置いていないが、同法制定の経緯等からみて、同法にいう労働者とは労働基準法第9条にいう労働者と同義であると解される。

同居の親族の労働基準法上の労働者性については、決定書別添のとおり旧労働省労働基準局長が「同居の親族のうちの労働者の範囲について」(昭和54年4月2日付け基発153号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものとする。

本件については、認定基準の「就労の実態が当該事業場における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。特に、①始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等、及び、②賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払いの時期等について、就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより、その管理が他の労働者と同様になされていること。」に該当する実態にあったか否かが争点であるため、この点について、以下検討する。

##### ① 「始業及び終業の時刻、休暇時間、休日、休暇等」について

請求人の賃金は、基本給として〇円が毎月支払われているのみであり、残業手当についての支払いは確認できない一方で、その他の労働者であるDについては、残業手当の支払いが確認できる。

この点、事業主は、平成〇年〇月〇日付け聴取書において、要旨、「請求人は出勤簿を書いていません。出勤簿を記入してもらっている1番の目的が、残業手当と皆勤手当の支払いのためですが、請求人には皆勤手当の支払いが無く、また、残業がほとんど無く残業手当が発生しないからです。」と述べているものの、同人は、同年〇月〇日付け聴取書において、要旨、「請求人には、

仕事が忙しい日は早出や遅く残業してもらったり、休憩が30分くらいになる時もあります。」と述べており、請求人にも残業があったことを認めている。また、事業主は、上記聴取書において、要旨、「請求人は家族ですので、時間をギチギチと管理する必要もないからです。」と述べている。

以上から、請求人はDと同様に残業を行うことがあったにもかかわらず、実際の労働に応じた始業・終業の時間等の把握は一切行われておらず、請求人に係る労働時間の管理は、他の労働者とは明らかに異なっているものと認められる。

なお、再審査請求代理人（以下「請求代理人」という。）は、事業主の聴取書のうち、「請求人は家族ですので、時間をギチギチと管理する必要もないからです。」の発言のみを否定しているが、当該聴取書のうち同発言のみを否定する明確な根拠はなく、請求代理人の主張は採用できない。

② 「賃金の決定、計算および支払の方法、賃金の締め切り及び支払いの時期等」について

事業主は、聴取書において、要旨、「請求人の賃金は、毎月月給〇円を支払っています。この月給以外に手当等は支払っていません。請求人には皆勤手当の支払いはありません。」、「Dさんの賃金は、請求人同様、月末締めの当月現金渡しで支払っています。」、「Dさんの給料は、月給〇円に加えて、皆勤手当〇円、配偶者手当〇円、住宅手当〇円、残業手当を1時間につき〇円支払っています。請求人が入社する前にいた労働者Eさんには、月給〇円以外に残業手当を支払っていました。」と述べている。

以上から、請求人の賃金について、その支払の方法、締め切り及び支払いの時期等は他の労働者と同様であるものの、賃金額を決定するその構成については明らかに異なっているものと認められる。

なお、請求代理人は、被災者の昇給の有無や支給内容について審査官の判断の誤りを主張するものの、上記認定を左右するものではない。

(2) 以上を総合すると、当審査会としても、請求人は労災保険法上の労働者とは認められないものと判断する。

(3) なお、請求代理人は、労災保険の加入については、商工会議所に対し、請求人の事情を説明した上で加入したが、商工会議所の不手際により、救済を受けられないという理不尽な事態に陥っており、商工会議所を労働保険事務組合と

して認可している厚生労働省にも大いに問題があると言わざるを得ず、労働者の救済のため、国がその責めを負うべきことは当然である旨主張している。

しかしながら、本件は、労災保険給付について請求人が労災保険法上の労働者であるか否かを判断するものであり、請求代理人の主張は当審査会の審査対象ではなく、判断の限りではない。

- 3 以上のとおりであるので、請求人は労災保険法上の労働者とは認められず、請求人の本件災害について、同法による保険給付の対象とすることはできない。したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。